

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月29日
【会社名】	株式会社CHINTAI
【英訳名】	CHINTAI Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 手塚 清二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社CHINTAI 大阪支社 (大阪市中央区北浜四丁目1番2号) 株式会社CHINTAI 名古屋支社 (名古屋市中区錦二丁目3番11号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長手塚清二は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務会計に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成21年10月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用の状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」と選定しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関与する勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。更に、選定した重要な事業拠点以外の事業拠点をも含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスを個別に評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は連結子会社である株式会社CHINTAIトラベルサービス（以下、CTSとする。）において、平成19年10月度より平成21年10月度第2四半期にわたる、CTSの前社長と当社の前経理担当部員が行った買掛金及び売上原価に係る不適切な会計処理が発覚したことにより、その後の調査を経て、過年度において重要な決算の修正を行うこととなりました。これは当該不適切な会計処理に至る業務において、財務報告に係る内部統制におけるモニタリング及び統制活動の運用が不十分であったことによるものと評価しました。

当連結会計年度の末日までには是正できなかった理由として、当該重要な欠陥を認識した時期より期末日までの期間が短く、時間的制約から是正措置の整備及び運用状況全体の有効性を確認するには至らなかったことによるものです。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、再発防止策をはじめとする是正措置について整備・運用を行い、翌連結会計年度においては適切な内部統制を整備・運用する方針です。

連結子会社における不適切な会計処理の発覚を受け、当社及び連結子会社が内部統制におけるモニタリング及び統制活動の重要性を認識して講じた主な是正措置は、以下のとおりです。

指揮系統のモニタリング強化

今回の事例は本来の指揮系統とは異なる指示の下で発生しました。再発防止策として、本来の指揮系統により業務を執り行うよう、平成21年7月26日と10月22日の2回にわたり、当社及び連結子会社に通達するとともに、各社のモニタリングを行う当社監査室の監査項目に追加しました。

当社による子会社経理部門のモニタリング強化

子会社経理部門のモニタリング強化を目的とし、平成21年9月1日付でCTSの経理担当者を当社本社内に集約、すべての業務を当社が統括する体制といたしました。

なお、不適切な会計処理の発覚以前より、株式会社光藍社は当社経理担当が出向し、管理部門全般の統括を行う役員が常駐しており、株式会社サンスイは経理担当者を当社本社内に集約しております。

CTSの業務プロセスのモニタリング強化

CTSの決算財務報告に至る業務プロセスを内部統制における評価範囲に含めております。同社の決算財務報告に至る業務の各プロセスを評価することで、モニタリングによる内部統制の有効性の監視体制を強化しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。